

行橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長 工藤政宏

行橋市規則第37号

行橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和45年行橋市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の行橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた行橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年行橋市条例第24号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の行橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。